

発議案第 6 号

米の安定供給体制の確立と農業基盤強化に向けた
施策の推進を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、米の安定供給体制の確立と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 26 日

提出者 上越市議会議員 上 野 公 悦

賛成者 同 平良木 哲 也

同 同 橋 爪 法 一

米の安定供給体制の確立と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める意見書

わが国では、長年にわたる減反政策に加えて天候不順による収穫量の減少、インバウンド需要の拡大等により、昨年夏からの米価が高騰し、消費者にとって重い負担になっています。また、中食外食業者や学校・病院給食等では、事業の継続に関わる問題ともなっています。今年5月からの政府備蓄米の放出によって、ある程度の価格下落傾向は見られましたが、秋の新米価格が高値で推移していることもあり、依然として国民の生活に大きな影響を及ぼしています。

一方、生産現場では、農業生産資材価格等の高騰が深刻化し、経営が圧迫されている状況が続いています。

また、50年余に及ぶ減反政策によって、耕作放棄地の増加と農地の荒廃、生産者の高齢化と担い手不足など、国内農業生産体制の脆弱化は日本農業の存廃が懸念されるほど進んでいます。

食料・農業・農村基本法では、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態の確保が図られなければならない」とされていますが、その趣旨に沿うには、上記が実現できるような大幅な政策転換が必要です。

つきましては、国におきましては、米の安定供給体制の確立と農業基盤強化のため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 実質的な生産調整につながる制度全体の実態を再検証するとともに、政府による備蓄の拡充とインバウンド需要による外食産業における米需要の高まりを見越した国内生産量の拡大に取り組むこと。
- 2 ミニマムアクセス米の主食用米への拙速な利用拡大や、外国産米の輸入拡大は行わず、国内生産力の確保に取り組むこと。
- 3 所得補償制度の確立によって稲作農業の再生産に必要な経費を保障し、消費者が買い続けられる小売価格を維持するために、生産に係る経費と小売価格との差額を補填するとともに、人手不足への対応など生産者に対する負担軽減策を実施すること。
- 4 米の流通ルートの点検を可能にする制度設計や、増産時における輸出ルートの確保により、米の価格安定を図ること。
- 5 若者、新規就農者、地域農業法人への支援を強化し、持続可能な担い手確保の支援制度を整備すること。
- 6 飼料用米、加工用米、輸出用米など、国内向け主食用米以外についての生産販売支援制度を充実させること。

7 農地の維持、活用を前提とした環境保全型農業への転換を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

上 越 市 議 会